

議案第 4 号

西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務
権限の特例に関する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条
の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務及び社
会体育施設に関する事務を除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、
公布の日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 2 この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に関し、
この条例の施行の際現に効力を有する法令等（法令又は条例若しくは教育委
員会が定める規則をいう。以下この項において同じ。）の規定により教育委員
会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定により教
育長に委任された事務に係るもの）にあつては、教育長。以下この項において同

じ。) がした処分その他の行為又は現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の西海市スポーツ推進審議会条例(以下「改正前審議会条例」という。)の規定により教育委員会から委嘱を受けている西海市スポーツ推進審議会の委員については、その残任期間が終了するまでの間は、附則第6項の規定による改正後の西海市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後審議会条例」という。)の規定により市長によって委嘱された委員とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前審議会条例第2条第1号の規定により調査審議を開始している事項であってこの条例の施行日以後も当該調査審議を継続する必要があるものの調査審議及び建議並びに庶務の事務処理については、改正後審議会条例第2条及び第9条の規定にかかわらず、当該事項に係る調査審議及び建議が終了するまでの間は、なお従前の例による。

(西海市組織条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 西海市組織条例の一部を改正する条例(令和7年西海市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興部

ア 地域振興に関すること。

イ 市民協働に関すること。

ウ コミュニティ活動に関すること。

エ 交通政策に関すること。

オ 離島振興に関すること。

カ 総合支所に関すること。

キ スポーツに関すること(学校における体育に関すること及び社会体

育施設に関することを除く。)

(西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

6 西海市スポーツ推進審議会条例（平成 22 年西海市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法第 35 条に規定するもの」の次に「(社会体育施設及びその付帯設備に係る補助金の交付に関することを除く。)」を加え、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) スポーツ推進計画の策定に関すること。

第 9 条中「教育委員会事務局」を「地域振興部」に改める。

新旧対照表

西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例
 (附則第5項) 西海市組織条例の一部を改正する条例の一部改正

新	旧
<p>西海市組織条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年12月18日 西海市条例第29号</p> <p>第1条各号の改正規定 (略)</p> <p>第2条第1号エ及び第2号の改正規定 (略)</p> <p>第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 地域振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域振興に関すること。 イ 市民協働に関すること。 ウ コミュニティ活動に関すること。 エ 交通政策に関すること。 オ 離島振興に関すること。 カ 総合支所に関すること。 キ <u>スポーツに関すること(学校における体育に関すること及び社会体育施設に関することを除く。)</u>。 <p>第2条第5号及び第6号の改正規定 (略)</p> <p>第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に2号を加える改正規定 (略)</p>	<p>西海市組織条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年12月18日 西海市条例第29号</p> <p>第1条各号の改正規定 (略)</p> <p>第2条第1号及び第2号の改正規定 (略)</p> <p>第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 地域振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域振興に関すること。 イ 市民協働に関すること。 ウ コミュニティ活動に関すること。 エ 交通政策に関すること。 オ 離島振興に関すること。 カ 総合支所に関すること。 <p>第2条第5号及び第6号の改正規定 (略)</p> <p>第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に2号を加える改正規定 (略)</p>

(附則第6項) 西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正

新	旧
<p>西海市スポーツ推進審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月31日 西海市条例第6号</p> <p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもの<u>(社会体育施設及びその付帯設備に係る補助金の交付に関するものを除く。)</u>のほか、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項のうち重要な事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>市長</u>に建議する。</p> <p>(1) <u>スポーツ推進計画の策定に関すること。</u></p> <p>(2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。</p> <p>(3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。</p> <p>(4) スポーツ団体の育成強化に関すること。</p> <p>(5) スポーツの技術水準の向上に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</p> <p>第3条～第8条 (略) (庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>地域振興部</u>で処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>西海市スポーツ推進審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月31日 西海市条例第6号</p> <p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項のうち重要な事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する施設及び設備に関すること。</u></p> <p>(2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。</p> <p>(3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。</p> <p>(4) スポーツ団体の育成強化に関すること。</p> <p>(5) スポーツの技術水準の向上に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</p> <p>第3条～第8条 (略) (庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>で処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に関し、この条例の施行の際現に効力を有する法令等（法令又は条例若しくは教育委員会が定める規則をいう。以下この項において同じ。）の規定により教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により教育長に委任された事務に係るものにあつては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為又は現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
(西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の西海市スポーツ推進審議会条例（以下「改正前審議会条例」という。）の規定により教育委員会から委嘱を受けている西海市スポーツ推進審議会の委員については、その残任期間が終了するまでの間は、附則第6項の規定による改正後の西海市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後審議会条例」という。）の規定により市長によって委嘱された委員とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前審議会条例第2条第1号の規定により調査審議を開始している事項であつてこの条例の施行日以後も当該調査審議を継続する必要があるものの調査審議及び建議並びに庶務の事務処理については、改正後審議会条例第2条及び第9条の規定にかかわらず、当該事項に係る調査審議及び建議が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 5 及び6 (略)